

資料①-1

至急・重要

日薬業発第479号
令和3年2月12日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施体制への協力について (お願い)
(その2)

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、本年1月25日付け日薬業発第451号にて、各市町村の接種体制構築への積極的な協力につきお願い申し上げたところですが、今般、厚生労働省健康局健康課長および同医薬・生活衛生局総務課長より、新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築にかかる薬剤師の協力について依頼がありました (別添)。

同感染症に係る予防接種体制の構築にあたっては、予防接種の実施に関する手引きを踏まえ、多職種が協力して前例の無い規模で行われる新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施することが求められています。その中で薬剤師が協力すべき業務として、接種会場では、薬液充填を担当するほか、必要な医薬品の管理 (ワクチンの検収や小分けの管理・監督を含む)、医師との連携の下で予診の前に必要に応じ服用中の薬剤等の確認、会場となる施設の消毒や換気に関する助言・相談対応等が想定されます。

また、接種会場に限らないこととして、かかりつけ薬剤師によるワクチンにかかる質問や相談への対応、ワクチンを受ける方が使用薬剤の情報をあらかじめ把握できるよう丁寧な説明や支援、接種後の体調変化等の確認や副反応が疑われる場合の対応なども考えられます。

貴会におかれましては、地域薬剤師会に対し、市町村並びに郡市区医師会等と協力して、地域の実情に応じた予防接種体制の構築に向けた取組を進めていただくよう周知いただくとともに、都道府県並びに都道府県医師会と連携を図り、地域薬剤師会の取組をご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<別添>

- ・新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる薬剤師の協力について (依頼) [令和3年2月10日、健健発0210第1号・薬生総発0210第1号]

健 健 発 0210 第 1 号
薬 生 総 発 0210 第 1 号
令 和 3 年 2 月 10 日

公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省健康局健康課長

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長



新型コロナウイルスワクチンの接種体制の構築にかかる薬剤師
の協力について（依頼）

平素より予防接種行政、医薬・生活衛生行政の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンが薬事承認された際に、速やかに接種を実施できるよう、現在、接種体制の構築に向けた準備が全自治体で進められているところであり、構築に当たっては、多くの医療従事者等の協力が必要となります。

貴会におかれましては、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（1.1版）」（健発0115第1号 令和3年1月15日 厚生労働省健康局長通知）に基づく種々の業務について薬剤師の御協力を賜りたく、つきましては、都道府県薬剤師会及び地域薬剤師会が、自治体や都道府県医師会・郡市区医師会と連携し、各地域の実状に合った接種体制の構築に向け御協力いただけるよう御配慮方よろしくお願い申し上げます。

その際、手引きに記載される薬液充填作業については、その経験を有する薬剤師や薬液充填にかかる研修等を受けた薬剤師に御協力いただくことが望ましい旨併せて御配慮ください。